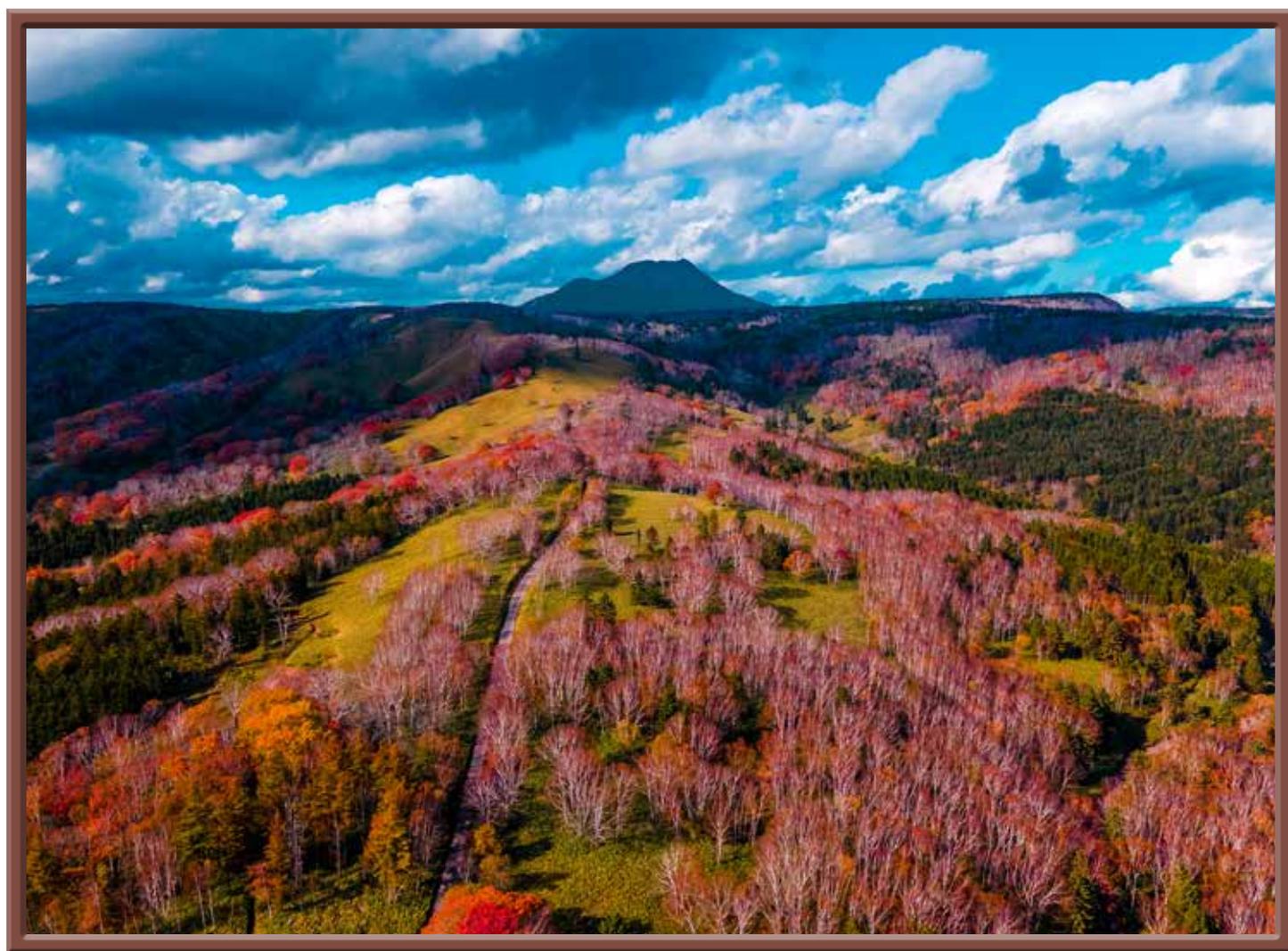


釧路信用金庫の近況

● 令和5年度上半期 ●

令和5年4月1日～令和5年9月30日



「秋深まる鶴見峠」 写真：佐藤 敦

日頃より、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚くお礼申し上げます。

釧路しんきんの令和5年度上半期(令和5年4月1日～令和5年9月30日)における事業概況をお知らせいたします。

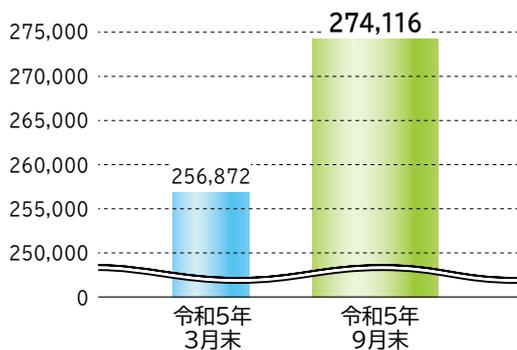
預金・貸出金の状況

令和5年9月末の預金残高は2,741億円(令和5年3月末比、172億円増)、貸出金残高は1,154億円(令和5年3月末比、14億円増)となりました。

今後も、地域のお客さまのニーズに積極的にお応えし、安心してお取引いただけるよう努めてまいります。

■預金残高

(単位:百万円)



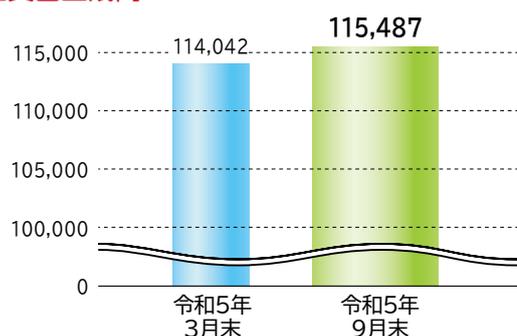
■業種別貸出金残高・構成比

(単位:百万円、%)

	令和5年3月末			令和5年9月末		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	113	4,081	3.5	113	3,953	3.4
農業、林業	75	1,562	1.3	73	1,580	1.3
漁業	17	588	0.5	18	615	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	9	990	0.8	9	1,026	0.8
建設業	527	12,715	11.1	538	13,045	11.2
電気、ガス、熱供給、水道業	11	480	0.4	11	596	0.5
情報通信業	15	268	0.2	15	261	0.2
運輸業、郵便業	62	3,208	2.8	62	3,341	2.8
卸売業、小売業	379	13,189	11.5	384	13,256	11.4
金融業、保険業	25	2,492	2.1	24	2,863	2.4
不動産業	207	14,756	12.9	209	15,732	13.6
物品賃貸業	7	236	0.2	7	233	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	38	661	0.5	36	1,049	0.9
宿泊業	26	2,070	1.8	26	1,504	1.3
飲食業	250	3,170	2.7	242	3,032	2.6
生活関連サービス業、娯楽業	120	1,488	1.3	114	1,328	1.1
教育、学習支援業	19	575	0.5	18	556	0.4
医療、福祉	134	6,459	5.6	133	6,169	5.3
その他のサービス業	193	5,520	4.8	196	5,643	4.8
小計	2,227	74,517	65.3	2,228	75,790	65.6
国・地方公共団体等	9	14,175	12.4	9	13,372	11.5
個人	5,209	25,349	22.2	5,184	26,325	22.8
合計	7,445	114,042	100.0	7,421	115,487	100.0

■貸出金残高

(単位:百万円)

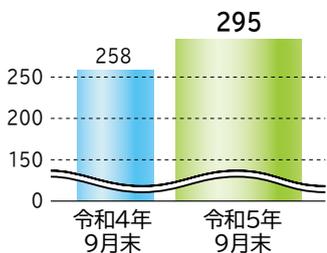


損益の状況

本業の利益を示す業務純益は295百万円、経常利益は473百万円、当期純利益は345百万円となりました。

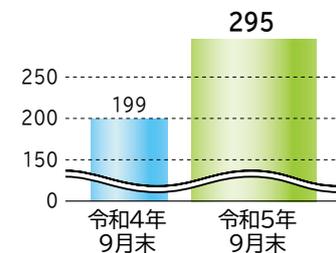
■業務純益

(単位:百万円)



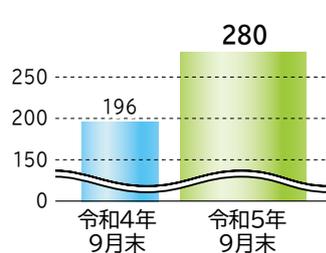
■実質業務純益

(単位:百万円)



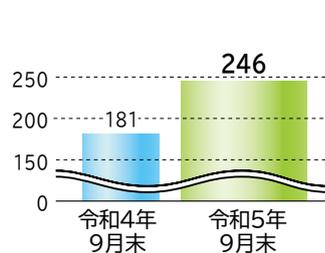
■コア業務純益

(単位:百万円)



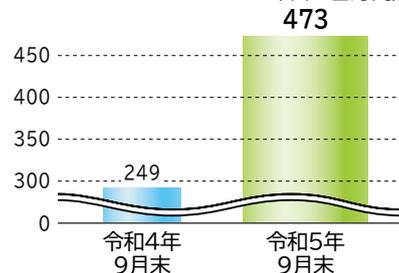
■コア業務純益(投信解約損益除く)

(単位:百万円)



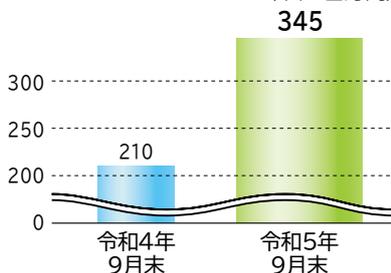
■経常利益

(単位:百万円)



■当期純利益

(単位:百万円)



自己資本充実の状況(単体)

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準であり、国内で業務を行う金融機関においては4%以上の確保が必要となります。

令和5年9月末の自己資本比率は、11.77%と国内基準4%はもとより国際基準8%をも上回る水準を維持しております。

■自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和5年3月末		令和5年9月末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,189		10,536	
うち、出資金および資本剰余金の額	723		724	
うち、利益剰余金の額	9,487		9,811	
うち、外部流出予定額(△)	20		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	242		235	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	242		235	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 10,431		10,772	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	66	—	60	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	66	—	60	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
前払年金費用の額	129	—	135	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 195		196	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 10,236		10,576	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	81,636		85,019	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲435		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲435		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,790		4,790	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 86,427		89,809	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.84%		11.77%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年3月末		令和5年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	81,636	3,265	85,019	3,400
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	74,860	2,994	77,029	3,081
ソブリン向け	1,105	44	1,075	43
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	18,248	729	16,743	669
法人等向け	21,177	847	23,006	920
中小企業等向けおよび個人向け	15,797	631	16,148	645
抵当権付住宅ローン	956	38	903	36
不動産取得等事業向け	11,760	470	12,993	519
3か月以上延滞等	36	1	35	1
取立未済手形	15	0	19	0
出資等	333	13	368	14
出資等のエクスポージャー	333	13	368	14
上記以外	5,429	217	5,734	229
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	29	725	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	940	37	940	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	782	31	803	32
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,211	288	7,989	319
ルックスルー方式	7,211	288	7,989	319
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲435	▲17	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,790	191	4,790	191
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	86,427	3,457	89,809	3,592

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、国際開発銀行、信用保証協会および農林漁業信用基金のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\left[\begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク} \\ \text{相当額(基礎的手法)の算定方法} \end{array} \right] = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

不良債権の状況

金融再生法上の不良債権は78億円、不良債権比率は6.74%となりました。
不良債権はその全額がそのまま損失につながるものではなく、担保・保証や貸倒引当金によって相応の保全が図られておりますので、どうぞご安心ください。

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和5年9月末
金融再生法上の不良債権	8,269	7,870
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	689	725
危険債権	7,373	6,951
要管理債権	206	193
正常債権	106,426	108,896
合計	114,696	116,766
不良債権比率	7.21%	6.74%

【用語説明】

- ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- ②危険債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性が高い債権
- ③要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する債権

(注) 1. 9月末の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は3月末時点における債務者区分残高を前提とし、3月末から9月末までに倒産、不渡等の客観的な事実があった債務者について、当金庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、変更後の債務者区分の額を反映しております。
2. 9月末の「要管理債権」の金額は、3月末時点における残高を前提とし、3月末から9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち①新たに3か月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。ただし、3月末の「要管理債権」のうち3か月以上延滞が解消された債権については減算しております。

有価証券の状況

令和5年9月末の有価証券残高は686億円です。
安全性に留意し、大半が国債・地方債を中心とした国内債券(81.8%)での運用となっております。

■売買目的の有価証券 該当ございません。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和5年3月末			令和5年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,909	3,949	40	2,700	2,713	13
	地方債	933	941	7	523	528	4
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	4,842	4,891	48	3,223	3,241	18
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,602	2,418	▲184	3,806	3,428	▲378
	地方債	11,017	10,677	▲340	11,060	10,483	▲576
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	13,619	13,095	▲524	14,867	13,911	▲955
合計	18,462	17,986	▲476	18,090	17,153	▲937	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

■子会社・子法人等株式および関連法人等株式 該当ございません。

■その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和5年3月末			令和5年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	165	149	15
	債券	3,265	3,223	42	769	766	3
	国債	624	608	15	—	—	—
	地方債	1,916	1,892	24	553	550	3
	社債	725	723	2	216	216	0
	その他	3,950	3,715	235	3,860	3,597	263
小計	7,216	6,939	277	4,795	4,512	282	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	211	245	▲34	113	131	▲17
	債券	38,311	39,468	▲1,156	42,129	44,239	▲2,109
	国債	3,397	3,564	▲167	4,873	5,268	▲394
	地方債	30,981	31,948	▲966	32,683	34,359	▲1,676
	社債	3,933	3,956	▲22	4,573	4,611	▲37
	その他	3,583	3,911	▲327	3,472	3,747	▲274
小計	42,107	43,625	▲1,518	45,715	48,117	▲2,401	
合計	49,324	50,565	▲1,241	50,511	52,630	▲2,118	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。 2. 上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和5年9月末
非上場株式	81	81
信金中央金庫出資金	940	940
組合出資金	4	4
合計	1,026	1,026

本資料に掲載している計数は単位未満を切り捨てて表示しております。監査法人の監査は受けておりませんが、当金庫の定める自己査定基準に基づき、通常の決算に準じた自己査定の実施により、正確な経営内容の公表に努めております。

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和5年3月末		令和5年9月末	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
5,426	8	5,539	117

■満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和5年3月末				令和5年9月末			
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
1,202	1,200	2	2	1,203	1,200	3	3

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

地域とのつながり

釧路しんきんでは、「地域経済の発展への貢献」という信用金庫の社会的責任を果たすため、預金・融資業務に係る金融サービスの提供に加えて、様々なお客さまのニーズや地域社会の情勢に合った相談業務や講習会、研修会を開催しております。また、地域の皆さまとのふれあいも大切であると考え、文化事業の開催や地域のお祭りなどにも積極的に協賛・参画しております。

■研修・勉強会

多様化するお客さまのニーズに対応するため、預金・融資や補助金等の研修・勉強会を開催し、自己啓発を図っております。



(新任涉外担当者研修)



(SDGsで地方創生を学ぶセミナー)

■一店舗一貢献活動

「一店舗一貢献活動」とは、営業店・本部が自主的に計画を立て地域や地域の皆さまに奉仕する活動です。平成12年度から毎年実施しており、各店・各部の創意工夫のもと地域の皆さまと一緒に活動しております。

春採・桜ヶ岡支店地域貢献活動



(白樺花いっぱい運動)

白糖支店地域貢献活動



(カミングパラダイス)

■釧路しんきんのトピックス

令和5年5月 阿寒湖畔支店開設60周年

令和5年6月 第99期通常総代会開催

公立大学法人釧路公立大学との連携と協力に関する協定および連携協定に基づく奨学金制度に関する覚書を締結

令和5年7月 株式会社商工組合中央金庫との「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」を締結



(公立大学法人釧路公立大学との連携協定締結式)

釧路しんきんにおける苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

お客さまからの相談・苦情・紛争等を釧路しんきんの営業店または業務部で受け付けております。

釧路信用金庫 業務部	e-mail: 当金庫ホームページ「ご意見・お問い合わせ」
住所: 釧路市北大通8丁目2番地	投書箱: 全店に「お客様の声ポスト」を設置
TEL: 0154-23-9020	電話受付時間: 9時～17時(当金庫営業日)
FAX: 0154-24-2707	受付媒体: 電話、手紙、FAX、e-mail、投書箱、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用します。

釧路しんきんのほかに「全国しんきん相談所」「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記業務部にご相談ください。

名称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等ならびに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	札幌弁護士会紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも下記の方法により、ご利用いただけます。

- (1) 現地調停…… 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会(例 釧路弁護士会の仲裁センター等)の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停…… 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。移管調停が利用可能な弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

みちかなふれあい



編集発行: 釧路信用金庫 経営企画部
〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地
TEL 0154-23-9030

<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え
られるよう配慮した見やすいユニバーサ
ルデザインフォントを採用しております。